

「21世紀COEプログラム」(平成15年度採択)中間評価結果

機関名	早稲田大学	拠点番号	I 2 3
申請分野	社会科学		
拠点プログラム名称 (英訳名)	企業社会の変容と法システムの創造－企業・金融資本市場法制の再構築とアジアの挑戦－ Creating New Legal Systems for Corporation and Society-Restructuring Corporate Legal Systems from Asian Viewpoint-		
研究分野及びキーワード	研究分野: 法学(企業統治)(金融資本市場)(知的財産法)(アジア)(企業の思想)		
専攻等名	法学研究科: 民事法学専攻・公法学専攻・基礎法学専攻、商学研究科: 商学専攻、法務 研究科: 法務専攻(平成16年4月設置)、比較法研究所、臨床法学教育研究所		
事業推進担当者	(拠点リーダー名) 上村 達男 教授 他 22名		

◇拠点形成の目的、必要性・重要性等: 大学からの報告書(平成17年4月現在)を抜粋

<p><本拠点がカバーする学問分野について> ■株式会社法、証券取引法、金融法、憲法、法史学、法思想、民法、刑事法、紛争処理法、労働法、企業再生法、経済法、知的財産法、国際法、経営学、会計学</p>
<p><本拠点の目的> ■企業と市場と市民社会というキーワードを共有する法分野横断的な研究を推進し、日本の法の総合力を高める。証券市場を活用し多くの自由を享受する株式会社の時代に突入した日本に欠落した視点である、法の制定・運用・解釈等にかかる対応力の強化を図り、本質的な手法をもって日本の喫緊の課題に就いていく。そのためには、外国法をその運用レベルで理解し、欧米の見えざる規範意識を意図的に抽出し、それを支えている市民社会へのこだわりも射程に捉えていく。欧米の経験を短時間で理論によって乗り越え、欧米の欠点をも消化したモデルの構築を目指すことは、まさに世界最高水準の研究を志向する。</p>
<p><計画: 当初目的に対する進捗状況等> ■本拠点は総合研究所の立ち上げであり、運営体制の整備に時間を要した。しかし、現時点では20以上もの多数の研究企画グループにおいて、188回の研究会(1月25日現在)、16回の国際シンポジウム、4回の国際講演会、5回の国内シンポジウムが開催され、参加者も学外者790名、学内研究者360名、若手院生等180名に上っている。研究所の活動はHPと和文・英文のメールマガジンによって広く広報され、社会的注目も高まっている。研究成果は機関誌「企業と法創造」(3号が既刊)等において公表されている。知財研究センターによる活動もきわめて活発であり、全体として当初目的の達成に向けた研究活動が十分に進捗している。</p>
<p><本拠点の特色> ■証券市場を活用する仕組みである株式会社制度の本格展開を可能とするためには、自由と規律との間に均衡のとれた法の総合力が高められる必要がある。株式会社法・資本市場法が各法分野により自覚的に支えられ、また各法分野も、市場と企業に対する洞察によって新たな発想を獲得し、全体として市場抜きの時代の発想を乗り越えた新しい法理や理論の創造を意識的に進め、それを具体的な提言に結びつけていく。</p>
<p><本拠点のCOEとしての重要性・発展性> ■本拠点の研究は、「企業と市場と市民社会」という概念を多くの法分野が共有して、一斉に研究活動を行おうとするものであるから、安易に流れれば単にバラバラな多数の企画の寄せ集めになりかねない危険を有していることは否定できないが、それでも最善を尽くしてそれらの研究を共通の問題意識の下に糾合・統合していかなければならない切実な社会的要請がある。現在の日本の法状況を一挙に変えていくために、あえて困難な試みに挑戦していくべきであり、そうした努力が日本の企業社会を真に支えうる制度論を提示しうる。</p>
<p><本プログラム終了後に期待される研究・教育の成果> ■本研究目的自体に終了はあり得ないが、区切りとして多数の総合的なシンポジウム、書籍、機関誌特別号等による成果の公表を行う。本拠点は採択時に、大学の将来構想に十分に位置づけられ、支援態勢が期待でき、とされたことから、何らかの形で研究所として継続することが望ましいが、そうでなくても、本拠点の問題意識は日本中の学外研究員、若手研究員によって共有され、日本の企業社会を支える基盤であり続ける。</p>
<p><本拠点における学術的・社会的意義等> ■欧米の経験をも理論で消化し、日本に適合的な法制度論を構築しようとの意欲は、その高い目標と独自性に対する国際的な評価を得、アジア諸国の信頼にも結びつくと波及効果を期待している。数少ない独立系の研究所として、外部の諸提言に対する評価機能も重要である。現にNIRA(総合研究開発機構)との共同研究、内閣府から1000万円の資金提供を受けた刑事法に関する委託研究、中国からの全人代提出前の証券取引法、会社法改正に係る研究会の要請など(東京証券取引所の支援を得る)、内外の評価も高まっている。</p>

◇21世紀COEプログラム委員会における評価

<p>(総括評価) 当初計画は順調に実施に移され、現行の努力を継続することによって目的達成が可能と判断される。</p>
<p>(コメント) 数多くの国際的シンポジウム等の開催、企業犯罪に関する実態調査の実施、知財判例の英文データベースの構築とウェブ上での公開、機関誌の発行等々、旺盛な研究活動が国際的な広がりをもちつつ展開されている。戦略的な目標を掲げ、社会との連携を図りつつ、法分野横断的な研究を行ってきている点を高く評価することができる。データベースの構築と公開はとりわけ波及効果が高いので、利用者の便宜を図る努力を、今後とも一定の資金を割いて継続されるよう望みたい。 もっとも、研究活動はやや拡散気味のものである。日本およびアジアはグローバルな動向の中でどのような位置を占めているのか、そして企業・金融資本市場法制をどのように構築していくべきかという観点から研究成果を絞り込み、法システムが現実の企業社会に総合的有機的かつ効果的に対応していけるような制度論を提示し、成果を将来に引き継ぎうる道筋を明らかにしていくのが、今後の課題であろうと思われる。 ただ、国際レベルの研究教育拠点を目指す大学として、博士号の授与数を増やすための具体的な対策が求められる。</p>